働き方改革関連法に関する説明会
（建設業における時間外労働の上限規制等について）

和歌山県における働き方改革について
・週休２日工事
・ICT活用工事

和歌山県　県土整備部　県土整備政策局
技術調査課　技術基準班

週休2日工事について

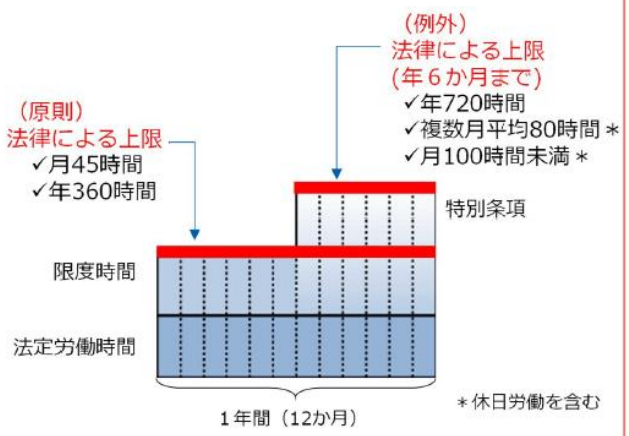
建設業で働く方の時間外労働の上限規制

Ｒ６年３月31日まで

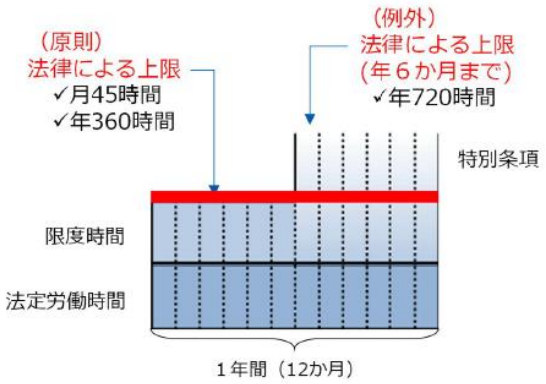
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし

Ｒ６年４月１日以降

○建設事業（一般の業種と同じ規制を適用）



○災害における復旧及び復興の事業（労基法第139条第１項）
（一部規制が適用されない）



※　災害における復旧・復興の事業では、
・複数月平均80時間＊
・月100時間未満＊　　＊休日労働を含む
とする規定は適用されない

週休2日工事を推進し、担い手の確保、
若手技術者の離職防止、職場環境の改善を。

週休2日工事実施要領

【目　　的】 <実施要領1.>

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、「完全週休2日（土日）」の取組を取り入れ、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進する。

【対象工事】<実施要領2.>

- 県土整備部が発注する建設工事が対象

ただし、以下工事は除く

- 単価契約
- 随意契約※
- 営繕関係
- 週休2日交替制工事※

※社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事は、「週休2日交替制工事」で発注

週休2日工事実施要領

【用語の定義】<実施要領3.>

- 「完全週休2日（土日）」
 評価期間が7日以上の工事において、評価期間の全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態。受注者の責によらず※土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定した場合も「完全週休2日（土日）」を達成

- 「月単位の週休2日」
 評価期間において、28日（4週）を1期間として全ての期間単位で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

- 「通期の週休2日」
 評価期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

※天候によるものを含む

週休2日工事実施要領

【対象期間】　＜実施要領3.＞

工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日）から現場完成日（現場作業が完了した日（出来形管理の測量、後片付けは除く））までの期間

ただし以下の期間を除く。

- 年末年始6日間および夏季休暇3日間
- 工場製作のみを実施している期間および工事全体を一時中止している期間
- 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- 空港事業（「空港土木請負工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事）の場合は、空港の運用制限により作業が中止となった期間

週休2日工事実施要領

【今回の主な改定内容】

- 空港事業、港湾事業及び漁港事業以外の事業で補正係数による補正を廃止
- 空港事業、港湾事業及び漁港事業で労務費に係る補正係数の削除

現　行

【完全週休２日（土日）】

	補正係数	
	土木・空港	漁港・港湾
労務費	1.02	ー
共通仮設費率	1.02	ー
現場管理費率	1.03	ー

【月単位の週休２日】

	補正係数	
	土木・空港	漁港・港湾
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

R8.7.15～

【完全週休２日（土日）】

	補正係数		
	土木	漁港・港湾	空港
労務費	ー	ー	ー
共通仮設費率	ー	ー	1.02
現場管理費率	ー	ー	1.03

【月単位の週休２日】

	補正係数		
	土木	漁港・港湾	空港
労務費	ー	ー	ー
共通仮設費率	ー	1.02	1.01
現場管理費率	ー	1.03	1.02

＜実施要領6.別紙Ⅰ＞

週休2日工事実施要領

【実施の流れ】＜実施要領5.＞

- **工事発注時**
 空港事業は「完全週休2日（土日）」を達成した場合の補正係数、また港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた予定価格を作成する。空港・港湾・漁港事業以外の事業は補正係数による補正を行わない。

- **工事契約後**
 発注者は、初回打合せ時に「完全週休2日（土日）」（港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休2日」）に取り組む工事であることや、空港・港湾・漁港事業においては達成できない場合の減額金額を工事打合せ簿で受注者に通知する。

- **工事着手後から竣工まで**
 完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定する。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行う。1週間は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

週休2日工事実施要領

【工事成績評定】　＜実施要領7.＞

- 「完全週休2日（土日）」（港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休2日」）の達成が確認できる場合は、和歌山県県土整備部工事成績評定にて加点。

- 初回打合せ時において、受注者側に「月単位の週休2日」（港湾事業及び漁港事業は「通期の週休2日」）に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、必要に応じ、和歌山県県土整備部工事成績評定にて減点。

- 完全週休2日（土日）（港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休2日」）に関する点数を減ずる措置は行わない。

ICT活用工事

建設業就業者の現状

建設業就業者の現状

近畿地方整備局

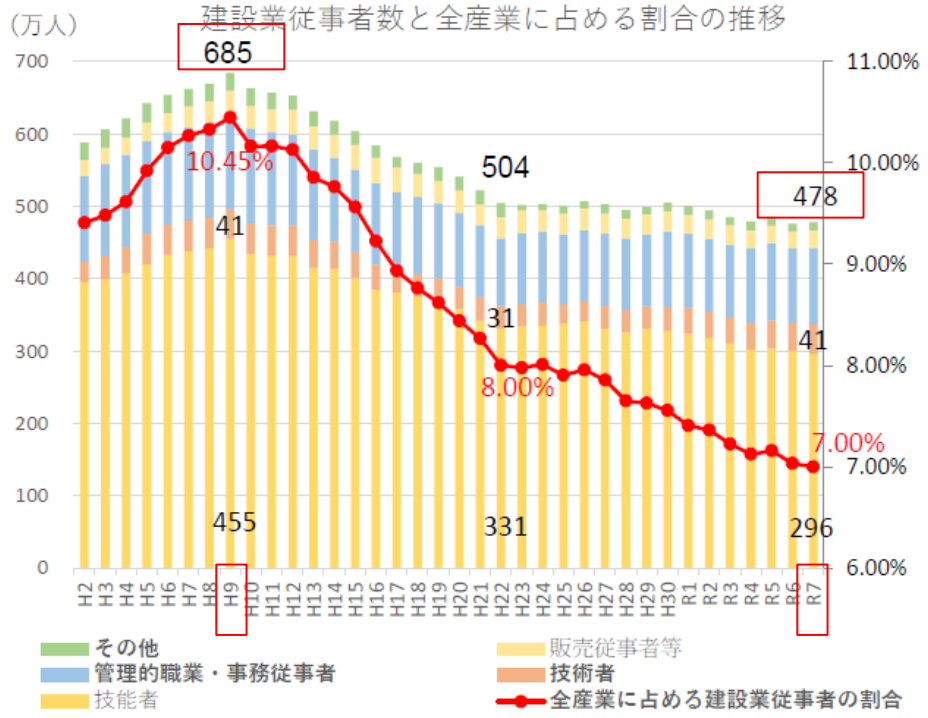
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

○建設業就業者：685万人（H9） → 504万人（H22） → 478万人（R7）

○技術者　　：41万人（H9） → 31万人（H22） → 41万人（R7）

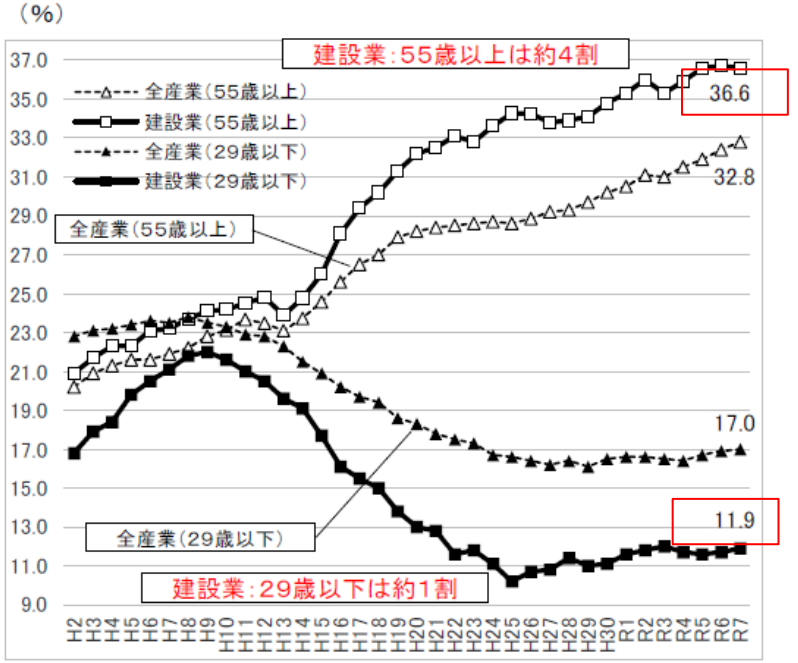
○技能者　　：455万人（H9） → 331万人（H22） → 296万人（R7）



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



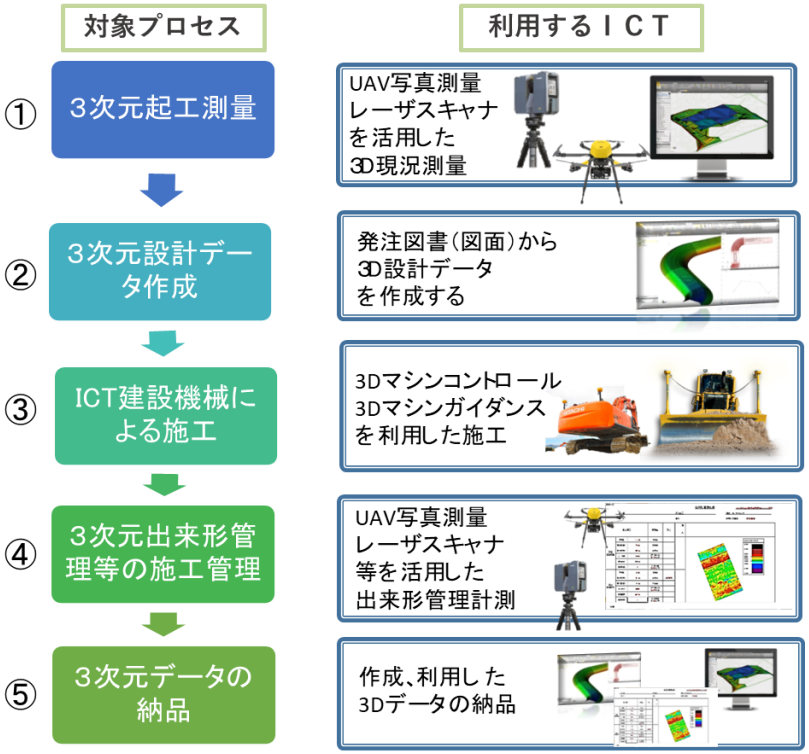
出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

（※1　平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値　　※2　グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない）

ICT活用工事とは

- ICT工事とは、「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「ICT建設機械による施工」「3次元出来形管理等の施工管理」「3次元データの納品」の各段階でICT施工技術を活用する工事
- 発注方式
 - ・発注者指定Ⅰ型・・・全段階活用を指定
 - ・発注者指定Ⅱ型・・・部分活用を指定
 - ・受注者希望型　・・・各段階の活用を受注者が提案して実施



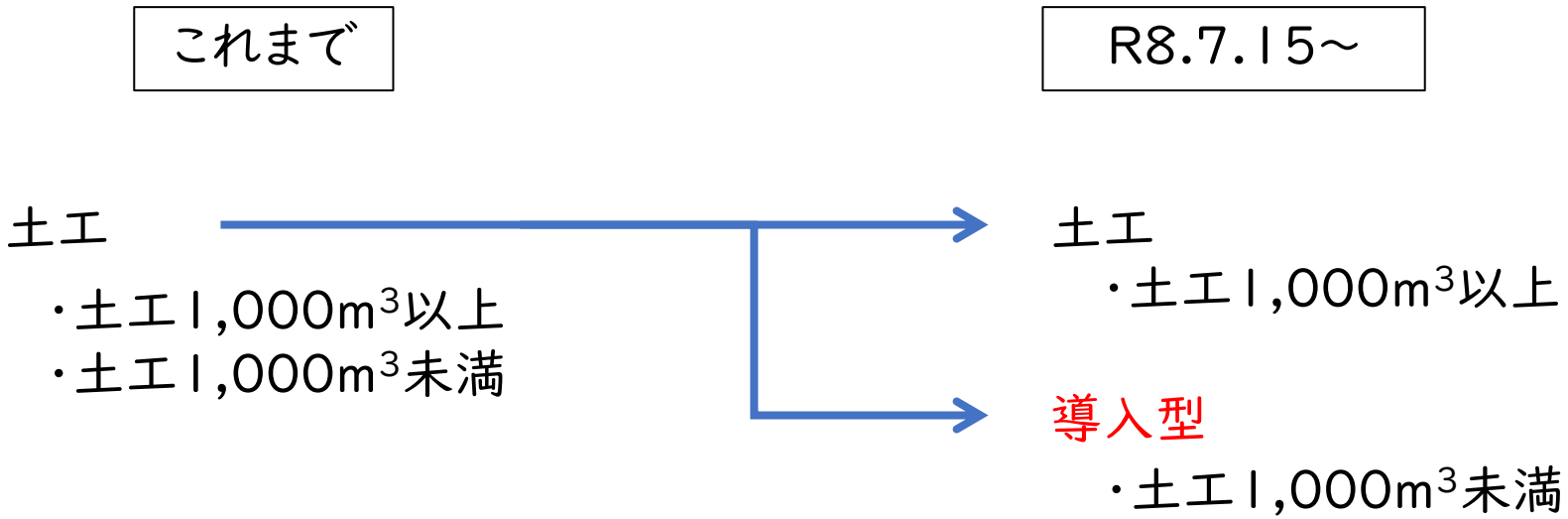
実施要領の工種

土工、
導入型
作業土工（床掘）
付帯構造物設置工
法面工
地盤改良工
舗装工
河川浚渫
舗装工（修繕工）
構造物工（橋梁上部）
構造物工（橋脚・橋台）
擁壁工
コンクリート堰堤工
基礎工

実施要領・積算要領の主な改定内容（1）

- 土工1,000m³未満の小規模工事を対象に、
 ICT活用工事（導入型）を新たに追加

 対象工種：河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工



実施要領・積算要領の主な改定内容（2）

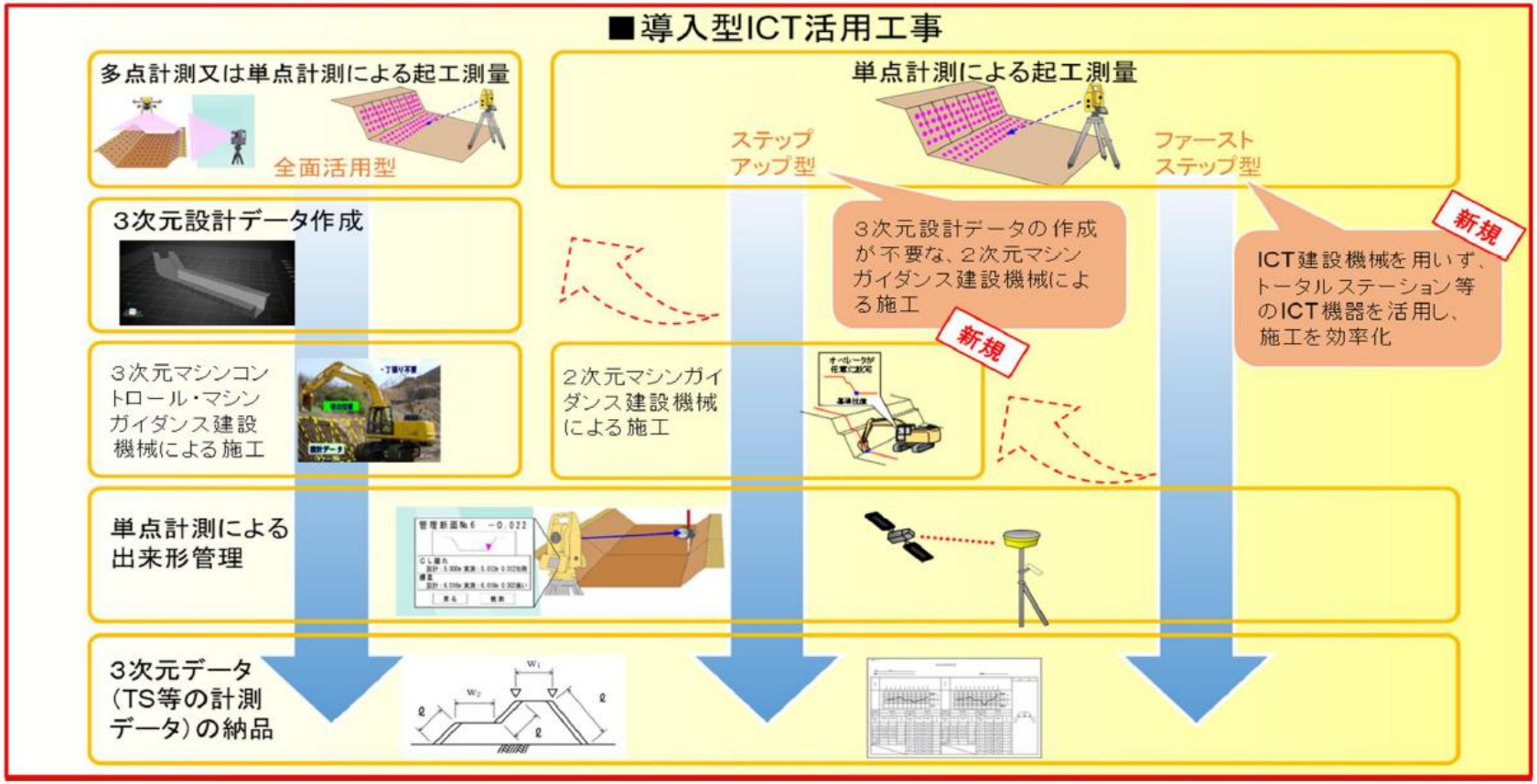
令和8年度　ICT活用工事　実施要領・積算要領　主な変更点

国土交通省

ICT施工の更なる普及促進のための措置（新たな枠組み「導入型ICT活用工事」の追加）

○ ICT施工未経験企業や地方自治体工事を主に受注している企業へのICT技術の導入を促すため、小規模工事を対象に、これまでのハードルが高かった３次元建設機械による施工に、２次元建設機械による施工など簡易なICT技術活用を加えた要領を新たに整備する。

○ 工事内容に応じオーバースペックにならず、最適な技術を選択することで、小規模工事における更なる現場の省人化を図る。ICT技術の利便性に触れていただくことでステップアップにつながることも期待。



実施要領・積算要領の主な改定内容（3）

○受注者希望型

R8.7.15～

工種		対象工事	発注方式	①3次元起工測量	②3次元設計データ作成	③ICT建機施工	④3次元出来形管理	⑤3次元データ納品	工事成績加点
土工（河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工）		予定価格1,500万円（税抜き）以上の工事 ただし、事業主管課と協議の整わなかった工事を除く	受注者希望型	選択	必須	選択	必須（面管理）	必須	全プロセス活用 2点（0.8点） 上記以外 1点（0.4点） 対象工事外であっても加点は可とする。
導入型 ※土工 1,000m3未満	全面活用型			必　須　（ICT全面活用・断面管理）					
	ステップアップ型			必須（単点計測技術）		必須（2次元MG建設機械）	必須（断面管理）	必須	
	ファーストステップ型			必須（単点計測技術）			必須（断面管理）	必須	
作業土工（床掘）				選択	必須	選択		必須	
法面工							必須（面管理/断面管理）		
舗装工						選　択	必須（面管理/断面管理）		
河川浚渫工（バックホウ浚渫船）							必須（面管理/施工履歴）		
地盤改良工（安定処理・中層混合・スラリー撹拌）						必須	必須（施工履歴データ）		
舗装修繕工（切削）						必須	必須（断面管理/施工履歴）		
コンクリート堰堤工　他							必須（面管理/断面管理）		

○発注者指定型

発注方式	工種	対象工事	①3次元起工測量	②3次元設計データ作成	③ICT建機施工	④3次元出来形管理	⑤3次元データ納品	工事成績加点
発注者指定Ⅰ型	土工（河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工）	土工量2,000㎥以上の工事	必　須　（ICT全面活用・面管理）					全プロセス活用 2点（0.8点）
発注者指定Ⅱ型	1,500万円以上かつ土工量2,000㎥未満の工事のうち、発注機関が指定 （法面工・舗装工の試行）		選択	必須	通常建機（選択）	必須	必須	全プロセス活用 2点（0.8点） 必須項目活用 1点（0.4点）
					出来形管理用TSの活用（断面管理）			

「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方（1）

補正係数の費用計上
適用工種・適用外工種一覧

経費補正 / 工種	経費補正の対象
1）土工（導入型）	×
2）土工	○
3）砂防土工	○
4）河床等掘削	○
5）作業土工（床掘工）	×
6）付帯構造物設置工	○
7）法面工	○
8）擁壁工	○
8）地盤改良工（安定処理）	×
9）地盤改良工（中層混合処理）	×
10)地盤改良工（スラリー撹拌工）	×
11)地盤改良工（ペーパードレーン工）	×
12)地盤改良工（サンドコンパクションパイル工）	×
13)基礎工	○
14)河川浚渫	○
15)舗装工	○
16)舗装工（修繕工）	×
17)構造物工（橋梁上部）	×
18)構造物工（橋脚・橋台）	○
19)コンクリート堰堤工	○

ＩＣＴ活用工事の適正な積算について（補足）別紙１

「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方（2）

ICT活用工事（各工種毎）における出来形管理手法と積算方法

別紙－2

ICT活用工種 ＼ 出来形管理	3次元出来形管理等の施工管理											
ＩＣＴ活用工事 積算要領名称	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理	ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理	ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理	施工履歴データを用いた出来形管理	地上写真測量を用いた出来形管理	モバイル端末を用いた出来形管理	音響測深機器を用いた出来形管理	
土工（導入型）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※
土工	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
砂防土工	○	○	○	○	○	○	○					
河床等掘削								○			○	
作業土工（床掘工）	3次元出来形管理等の施工管理対象外											
付帯構造物設置工	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
法面工	○	○	○	○	○	○	○		○			
擁壁工	○	○	○	○	○	○	○					
地盤改良工（安定処理）								○				
地盤改良工（中層混合処理）								○				
地盤改良工（スラリー撹拌工）								○				
地盤改良工（ペーパードレーン工）								○				
地盤改良工（サンドコンパクションパイル工）								○				
基礎工	○	○	○	○	○	○	○					
河川浚渫								○			○	
縁鋲工		○		○	○	○						
縁鋲工（修繕工）					○			○	○			
構造物工（橋梁上部）	○	○	○		○							※
構造物工（橋脚・橋台）	○	○	○		○							
構造物工（コンクリート壁工）	○	○	○	○	○	○	○					

【注意事項】

○ □ ：補正係数等の費用計上対象出来形管理

※土工（導入型）、構造物工（橋梁上部）については、管理断面及び変化点の出来形計測（従来の出来形管理）を想定しているため、面管理を実施しても費用計上は行わないこと。

ICT活用工事の適正な積算について（補足）別紙2

ICTアドバイザーについて（１）

発注機関

対象工事の発注
（ICT活用工事）

↓

受注者決定
アドバイザー活用希望の確認

↓

技術調査課

**（一社）日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所**

※　国交省のＩＣＴ関連基準作成に携わっており、ＩＣＴ施工に精通。
※　近畿インフラＤＸセンターＩＣＴ活用研修講師。
※　特定の建機メーカー、ＣＡＤソフトに偏らずアドバイスが可能。
※　派遣にあたってはその都度依頼。

アドバイザー派遣の日程調整（調整出来ない場合もあります）

↓

アドバイザー派遣依頼（技術調査課　→　施工総研）
アドバイザー２名　１回あたり１時間程度

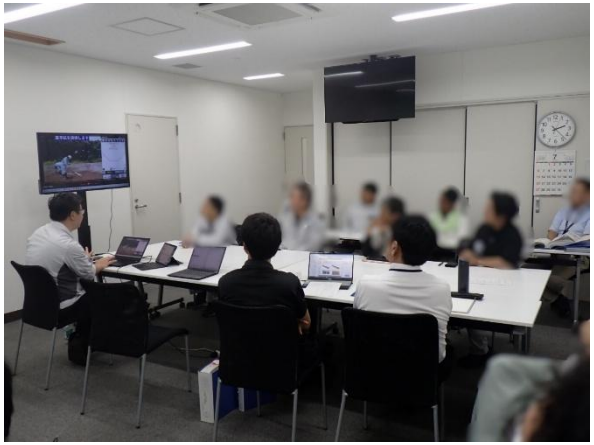
三者（発注者（技調）・受注者・アドバイザー）会議の実施

- 対象工事受注後、施工計画確定前に実施（アドバイザーの支援を受けながら施工計画を立案）
 ＩＣＴ活用の検討を通じて各現場の生産性向上を図る　⇒　受注者の技術力向上
- 各現場１回を想定（ただし、他の工事における三者会議の日程と併せて２回目以降の実施も可）
- 工事完成後、受注者は報告書（アドバイスを受け改善した点、効果など）を作成し発注者に提出

↓

アドバイザー費用の支払（技術調査課　→　施工総研）

ICTアドバイザーについて（2）

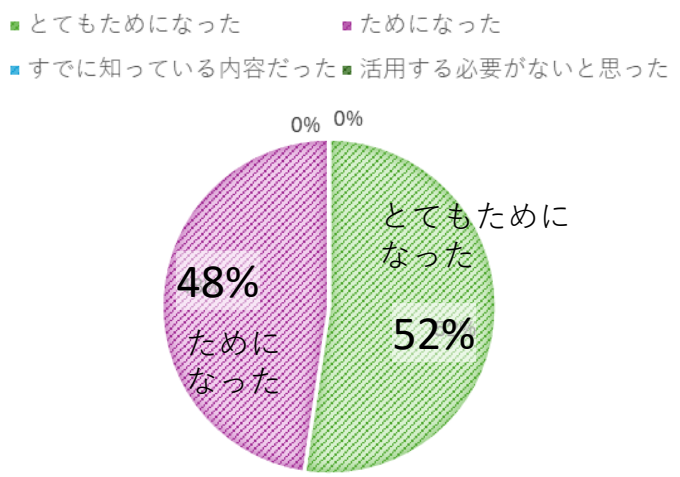


※R8.9月末時点

	R4	R5	R6	R7	R8※	合計
実施件数	11	13	7	35	19	85

令和７年度ICTアドバイザー受講者アンケート結果

・現場図面に合わせて説明があり分かりやすかった。
・ICTの仕組みなど色々多様な使い方があると感じたため自社で勉強して共有したいと思った。
・ICT活用工事で断面管理も含まれることがわかった。
・普段議論する機会がない。このような機会は有難い。
・動画を見てすごい便利だと思った。
・現状使用しているが、再確認できた。
・三次元データを使う事で今までしていた管理などが楽になると思った。



アンケート回答数84名

ICT活用工事　事例（１）

有田川河川災害復旧外合併工事

国土交通省

推薦者	和歌山県
発注者	和歌山県 有田振興局 建設部
業者名	木下建設株式会社
工期	2023年12月12日～2025年01月09日
施工場所	和歌山県有田郡有田川町押手地内
請負金額	84,202,800円

【取組概要】

本工事は、令和５年６月に発生した豪雨により被災した護岸の復旧工事であり、仮設工から護岸復旧までの全工程を短期間で安全に遂行することが求められた。ただし、本現場は通信不感地であったため、まずStarlinkとWi-Fi拡張器を用いてICTを実施できる現場通信環境を構築した。そのうえで、本工事では工事プロセス全行程で若手社員中心に完全内製でICTを活用し、工期短縮、及び生産性向上を実現した。



StarlinkとWi-Fi拡張器を用いた通信環境構築



杭ナビ+快速ナビによる大型ブロック設置



工事プロセス全体で若手社員による完全内製でのICT活用

- 通信不感地の現場条件で、Starlink付属アンテナに加え、Wi-Fi拡張器を導入することで通信可能距離を半径300mまで拡大し、現場全体でICTを活用できる環境を構築。
- 若手中心に完全内製で起工測量から３次元設計データ作成、ICT建機によるマシンガイダンス施工まで一気通貫で実施。測量～仮設計画～施工全体で２８日の工期短縮、４９人日の省人化を実現。
- 大型ブロック設置作業において、杭ナビと快速ナビを組み合わせ、３次元設計データに合わせてブロック設置することで、手元作業員を50%削減（２人→１人）、作業スピードが１.５倍に向上（2.0㎡/時間→3.0㎡/時間）。
- 本工事の取組について、和歌山県職員に対するICT活用勉強会や国際建設・測量展（CSPI-EXPO）で発表する等、ICT施工の標準化に向けた普及啓発活動を実施。

令和７年度近畿地方インフラDX大賞特別優秀賞を受賞

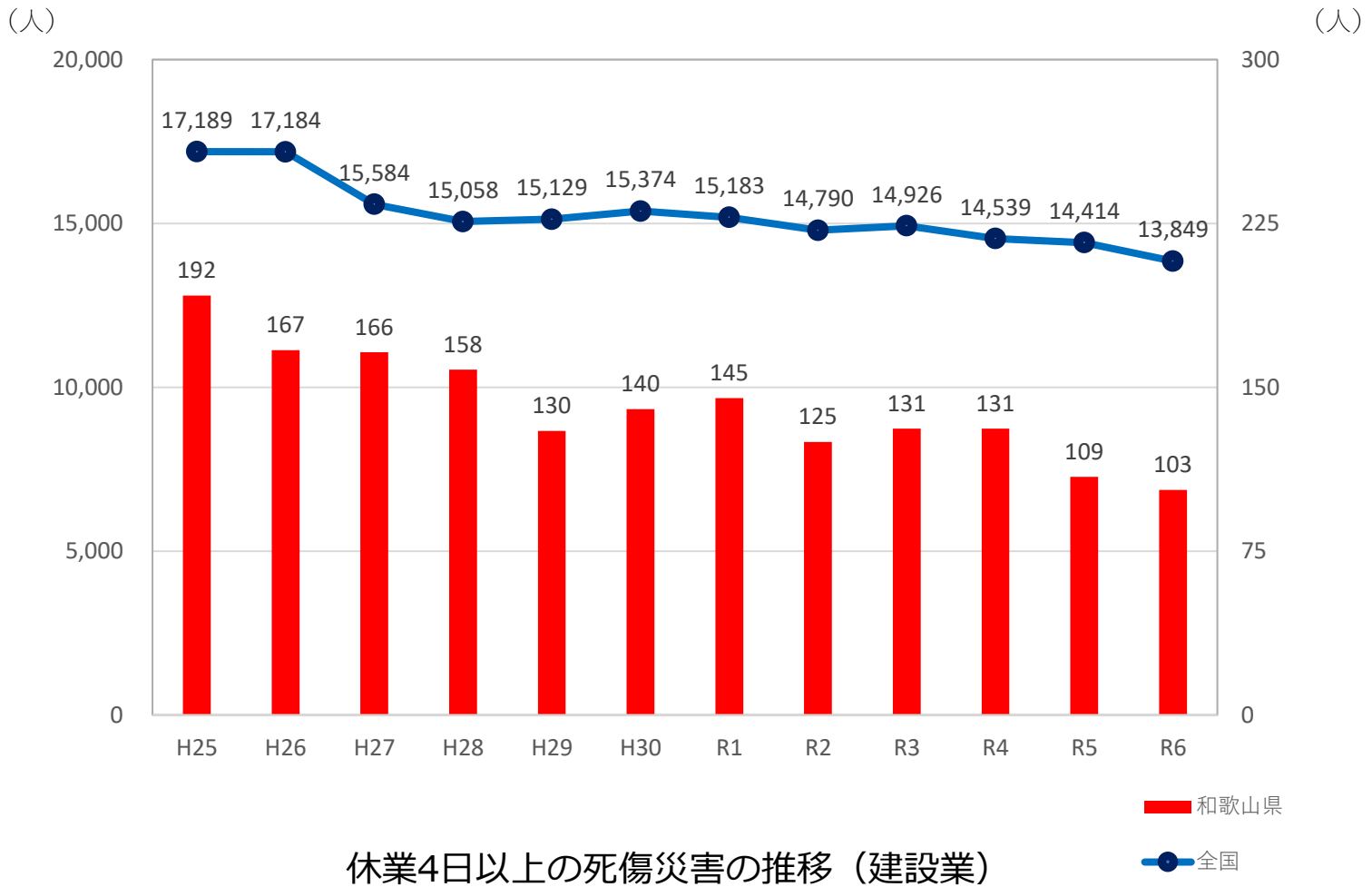
ICT活用工事　事例（2）


English | 簡体字 | 繁体字 | 한국어 |
和歌山県
Wakayama Prefecture
文字サイズ 標準 拡大
色合い
Google
ホーム > 組織から探す > 技術調査課 > ICT活用工事
県土整備政策局
県土整備政策課
技術調査課
検査・技術支援課
用地対策課
道路局
道路政策課
高速道路推進室
道路保全課
ICT活用工事
ICT活用工事
ICT活用工事事例はこちら
ICT活用工事「令和8年7月15日以降に当初設
和歌山県県土整備部におけるICT活用工事実施要領（20260715）
和歌山県県土整備部におけるICT活用工事実施要領（20260715）
和歌山県県土整備部におけるIICT活用工事積算要領（20260715）


和歌山県
Wakayama Prefecture
文字サイズ 標準 拡大
色合い 標準 黒 青
Google
検索
和歌山城PRキャラクター「きいちゃん」
ホーム > 組織から探す > 技術調査課 > DX取組事例
音声読み上げ
県土整備政策局
県土整備政策課
技術調査課
検査・技術支援課
用地対策課
道路局
道路政策課
道路建設課
河川下水道局
河川課
砂防課
下水道課
都市住宅局
都市政策課
建築住宅課
公共建築課
港湾空港局
港湾空港振興課
港湾漁港整備課
土砂災害啓発センター
和歌山下津港港湾事務所
熊野白浜リゾート空港（正式名称：南紀白浜空港）
DX取組事例
DX取組事例
ICT活用工事
掘削
【西牟婁】令和7年度 防交金 第204-30号-2_熊野川河川整備工事（PDF形式 390キロバイト）
【有田】令和7年度 5年災 第4002号-6_海南吉備線道路災害復旧工事（PDF形式 350キロバイト）
【伊都】令和7年度 県債道改交金 第101号-4_二見御幸辻停車場線道路改良工事（PDF形式 477キロバイト）
【海南】令和7年度 県債道改交金 第114号-3_野上清水線道路改良工事（PDF形式 401キロバイト）
【伊都】令和7年度 県債急傾斜 第1号外_寺尾地区急傾斜地崩壊対策工事（PDF形式 409キロバイト）
河川浚渫
【海南】令和6年度 大規模 第405-30号-3_日方川河川整備工事（PDF形式 418キロバイト）
盛土
【西牟婁】令和7年度 県債道改交金 第125号_平瀬上三栖線道路改良工事（PDF形式 393キロバイト）
法面工
【新宮】令和6年度 県債急傾斜 第45号_日足6地区急傾斜地崩壊対策工事（PDF形式 499キロバイト）
舗装工
【海草】令和6年度 県債交安交金 第201-2号-6_岩出海南線交付金交通安全工事（PDF形式 387キロバイト）
無人施工
【日高】令和7年度 6年災 第5003号_日高印南線道路災害復旧工事（PDF形式 435キロバイト）
遠隔臨場
【海草】令和5年度 防交金 第105-30号-3_大門川河川整備工事（PDF形式 404キロバイト）
【海南】令和7年度 県債道改交金 第4号-5_国道370号道路改良工事（PDF形式 359キロバイト）

安全管理の強化について

休業4日以上の死傷災害の推移（建設業）

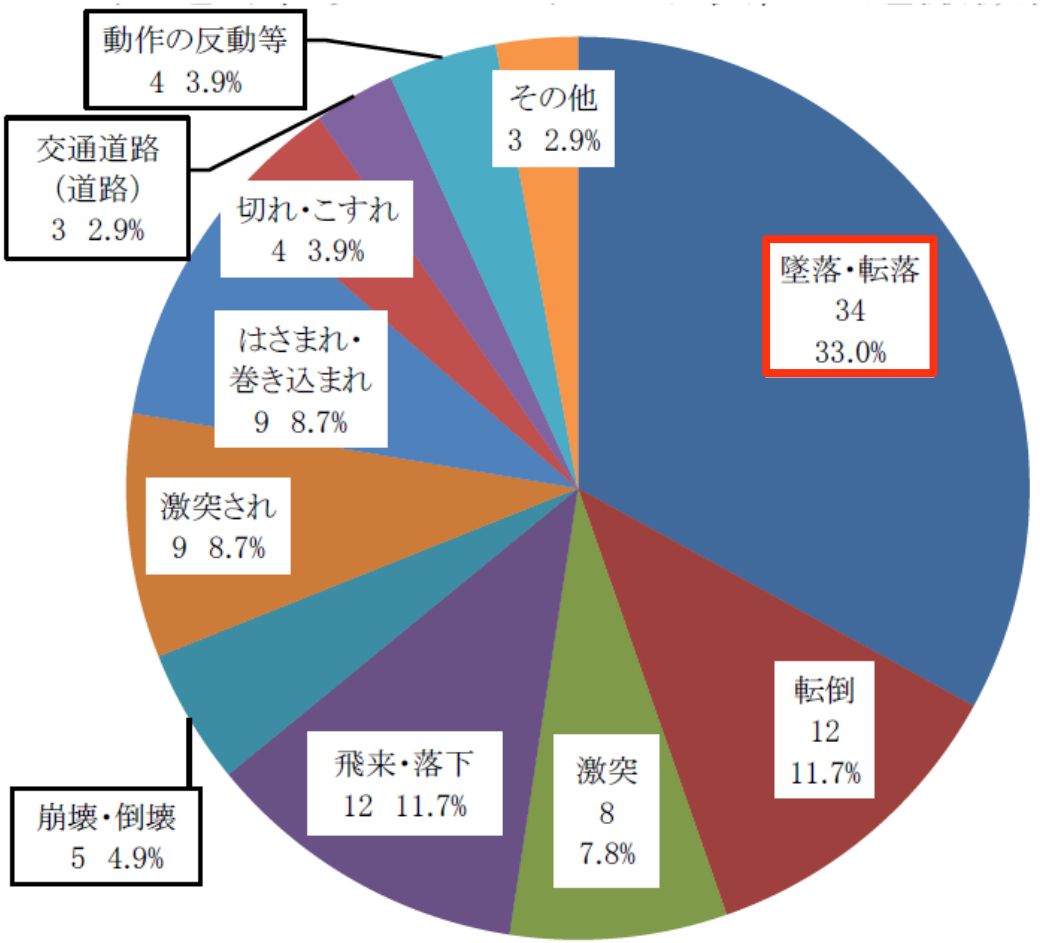


休業4日以上の死傷災害の推移（建設業）

出典：労働災害統計（職場のあんぜんサイト）

事故の型別休業4日以上の死傷災害（建設業）

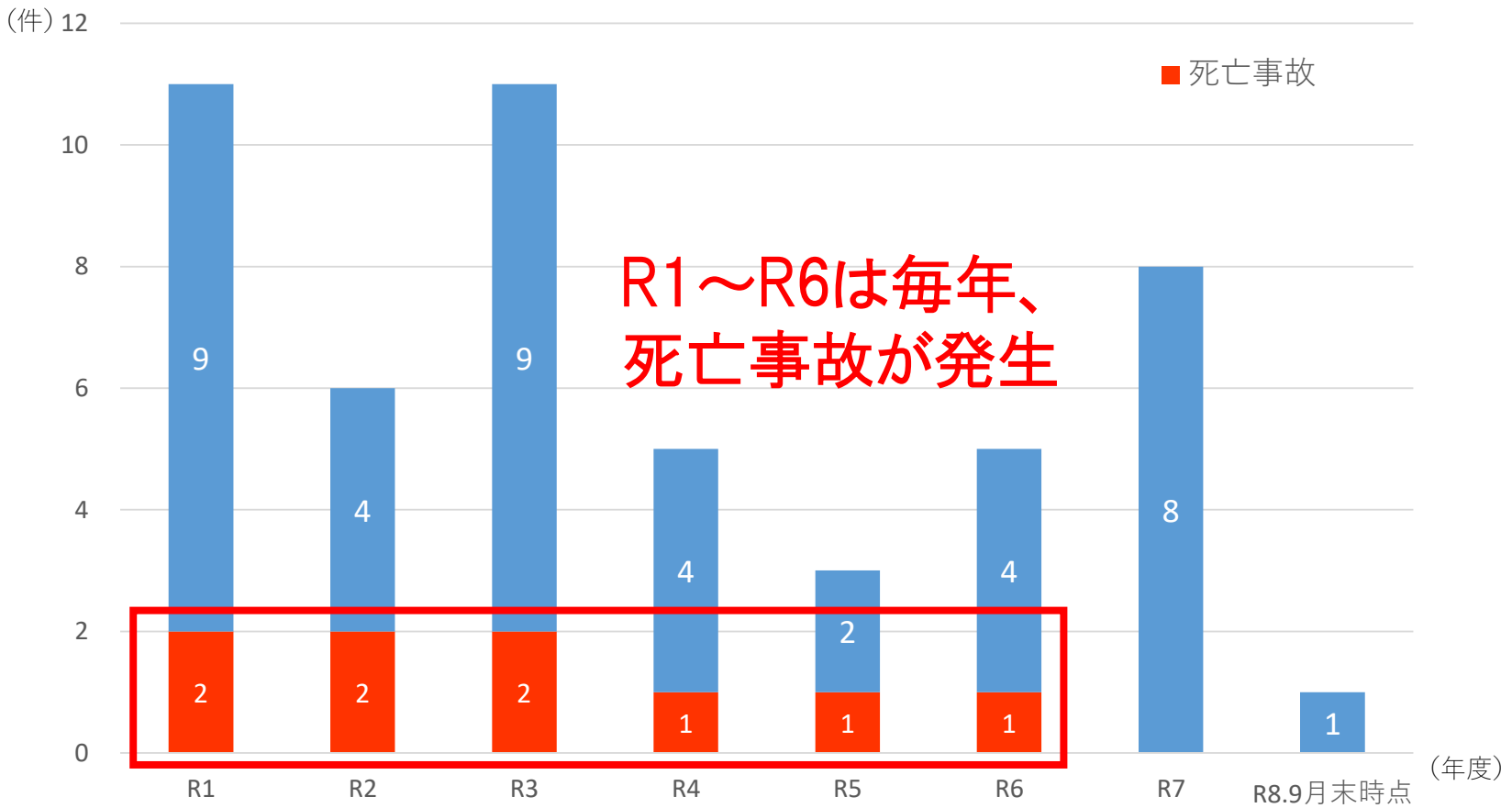
●和歌山県内の事故の型別休業4日以上の死傷災害（建設業）



事故の型別休業4日以上の死傷災害（建設業）

出典：グラフでみる和歌山県の労働災害 令和7年度版（和歌山労働局）

事故の発生状況（県土整備部発注工事）



県土整備部発注工事における事故発生件数の推移
（休業4日以上の死傷事故及び公衆物損事故（R8年9月末時点））

事故の発生状況

○高所からの墜落・転落の事故が多発

○労働安全衛生法等に定められた安全管理に関する
基本的事項が遵守されていない

○熱中症予防対策が十分でない。
- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行（令和７年６月１日）
- 事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を新たに義務付け
- 令和８年３月に「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」を公表（厚生労働省）
- 警備員も含め、STOP!熱中症クールワークキャンペーンにおけるポスター、リーフレット等（厚生労働省HP等に掲載）を参考に対策をお願いします。

墜落・転落事故防止

高所作業とは

労働安全衛生法令では、墜落・転落による労働者の危険を防止する措置として、高さ２メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則。

しかし、こうした措置が困難なときについて、労働者に要求性能墜落制止用器具（旧：安全帯）を使用させる等、代替の墜落防止措置が認められている。

出典：労働安全衛生法令における墜落防止措置と安全帯の使用に係る主な規定
（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課）

墜落・転落事故防止

要求性能墜落制止用器具とは

○政令等の改正

・胴ベルト型安全帯による、墜落時の内臓の圧迫や胸部等の圧迫による危険性
・国際規格等におけるフルハーネス型安全帯の採用

↓

・安全帯　⇒　墜落制止用器具に名称変更
・性能要件の見直し
・特別教育の新設

【要求性能とは】
「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する」の意（安衛則第130条の５）



出典：安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）

熱中症予防対策の徹底

熱中症について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行（令和7年6月1日）

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

・死亡災害が**2年連続で30人レベル。**
・熱中症は死亡災害に至る割合が、**他の災害の約5～6倍。**
・**死亡者の約7割は屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
（重篤化させない）ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症予防対策の徹底

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

出典：厚労省リーフレット

熱中症予防対策の徹底

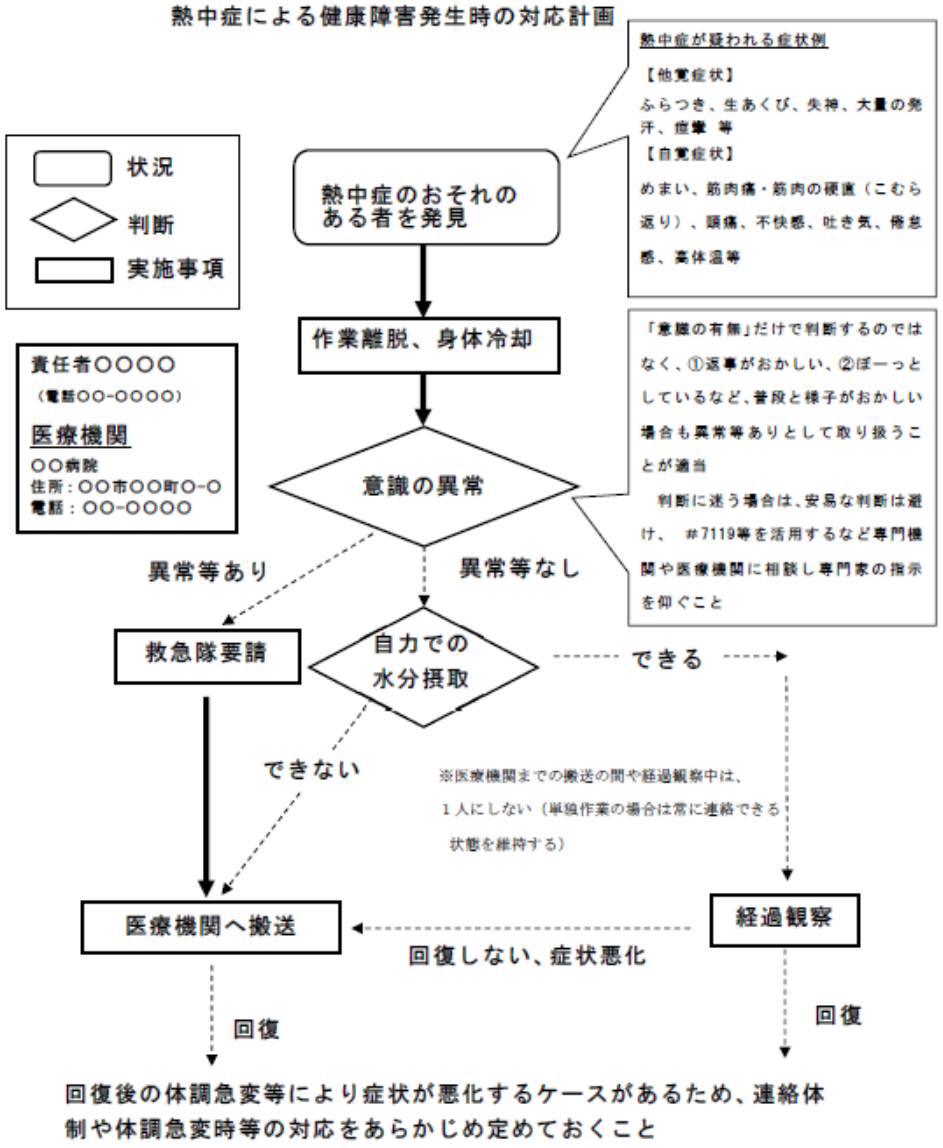
事業場における報告先の掲示例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者○○○○（電話○○-○○○○）
代理　○○○○（電話○○-○○○○）

別添２

手順例①



熱中症予防対策の徹底

熱中症について

厚生労働省のリーフレットを参考に適切な対応をお願いします。





出典：STOP！!熱中症クールワークキャンペーン
（厚生労働省HP）

熱中症予防対策の徹底

1.（2）1） 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

国土交通省 工事

○ 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
○ より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6\cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9\cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定 R8.7.15～

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの**合計4つ**の内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9\cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5\cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

事故の再発防止について

県土整備部発注工事等における事故発生状況

県土整備部発注工事等における事故発生状況

平成27年度～令和7年度に県土整備部発注工事等で発生した事故の状況を掲載しています。
対象は、
1.工事作業及び第三者の行為が起因して、工事関係者が死亡あるいは休業4日以上負傷した事故
2.工事作業が起因して、第三者が死亡あるいは休業4日以上負傷した事故又は、第三者の資産に損害が生じた事故のうち、第三者の死傷につながる可能性の高かった事故
下記の作業区分別に下表で取りまとめています。

作業区分：掘削・埋戻（3）、積込運搬（5）、コンクリート打設（4）、型枠設置・撤去（5）、コンクリートブロック積（2）、舗装（3）、法面（4）、建設機械の移動時（6）、現地調査・測量時（5）、伐採（13）、資材等設置・撤去（仮設材含む）（14）、安全施設の不備（8）、その他（1）
※作業区分とは、建設工事事故に起因した作業の区分　　（　）内は対象事故件数

作業区分：現地調査・測量時

事故発生年月日	工事名称	発生場所	事故分類	事故概要	詳細（PDF形式）
H29.7.21	外壁改修工事	有田市	墜落、転落	外壁調査中、足場板の設置されていないところから墜落し負傷	・説明 ・写真、図
R6.8.6	発注者支援業務	かつらぎ町	墜落、転落	現地測量作業中に足を滑らせ転落し負傷	・説明 ・写真、図
R7.8.7	道路改良工事	海南市	墜落、転落	盛土法面を降りる途中で足を滑らせ、ボックスカルバート天端部から水路に墜落し負傷	・説明 ・写真、図
R7.12.15	道路保全工事	有田川町	墜落、転落	河川敷の様子を確認するため、法面を降りていたところ、法面の途中で足を滑らせ、護岸ブロック天端から河川敷に転落し負傷	・説明 ・写真、図
R8.3.3	道路改良工事	紀美野町	墜落、転落	軽量盛土打設面の出来形状況を撮影しようと、山側に向けたカメラを覗き込んだまま川側に後ずさりしていたところ、軽量盛土端部の壁面に躓き墜落し負傷	・説明 ・写真、図

▲トップへ戻る

○発生事故の詳細を作業区分別に県HPに掲載

○掲載内容と同様の作業が見込まれる工事については、類似の工事における再発防止の観点からの周知事項等を施工計画書の安全管理に反映して下さい。

・説明の抜粋

7．事　故　原　因
受注者及び一次下請業者は墜落のおそれがあるにも関わらず、囲い、手すり等を設けず被災者に作業をさせていたことが原因と考えられる。

8．所管の警察署及び労働基準監督署等の意見
○海南警察署は事件性がないと判断した。
○和歌山労働基準監督署は令和８年３月９日に受注者と一次下請業者に対し是正勧告書を交付。
【受注者】
・是正勧告書【安衛法第 29 条第１項違反】
関係請負人及び関係請負人の労働者が労働安全衛生法に違反しないような必要な指導が行われていないこと。
【一次下請業者】
・是正勧告書【安衛法第 21 条（安衛則第 519 条）違反】
高さ 2m 以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼす箇所に囲い、手すり等を設けなければならないにもかかわらず、当該措置を講じていなかったこと。

9．本件における改善対策
・設置済みの壁面材天端に墜落防止のための防護柵を設置した。（添付資料②参照）
・本件の事故原因や再発防止策などを工事関係者全員に対し教育を実施するとともに、防護柵を設置できない場合は要求性能墜落制止用器具を着用するよう指導した。

10．類似の工事における再発防止の観点からの周知事項
高さ 2m 以上で作業を行う場合は、作業の状況や移動方向等を鑑み、防護柵等の設置や要求性能墜落制止用器具（高さ 6.75m以下ではフルハーネス型もしくは胴ベルト型）の着用など墜落の危険を防止するための措置を適切に講じること。

ご静聴ありがとうございました。

